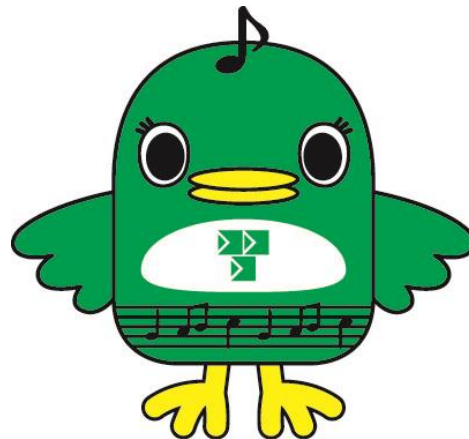


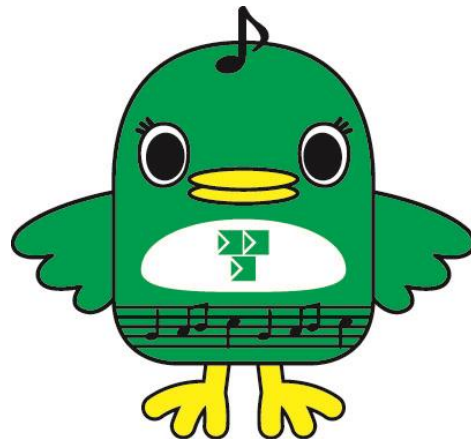
審議 (1)

国民健康保険料の 保険料率改定について



令和6年1月25日
協働経済部 国保年金課

○国保事業費納付金の 算定結果



確定係数による国保事業費納付金の算定結果

令和6年1月18日付けで、
千葉県から、確定係数による算定結果（速報値）が示された。

（単位：千円）

国保事業費納付金				
	令和6年度	令和5年度	増減	増減率
医療分	2,543,696	2,538,066	5,630	0.2%
後期高齢者支援金分	959,634	927,903	31,731	3.4%
介護納付金分	325,242	352,998	△27,756	△7.9%
計	3,828,572	3,818,967	9,605	0.3%

仮係数による算定結果から、計41,993千円の増加。
主な理由としては国からの普通調整交付金が千葉県全体で
19億円削減された影響で、全市町村で仮係数時より上昇。

1人あたり国保事業費納付金

	令和6年度	令和5年度	増減	増減率
医療分	100,146円	93,656円	6,490円	6.9%
後期高齢者支援金分	37,781円	34,240円	3,541円	10.3%
介護納付金分	36,771円	38,604円	△1,833円	△4.7%
計	150,731円	140,921円	9,810円	7.0%

本市被保険者の内訳

	令和6年度 予算	令和5年度 予算	増減	増減率
被保険者数	25,400人	27,100人	△1,700人	△6.3%
うち介護納付金あり	8,845人	9,144人	△299人	△3.3%

※介護納付金分は、介護納付金ありの被保険者数を分母としたもの。

医療分

千葉県全体の1人あたり診療費の増加が見込まれている
〈千葉県推計（一般被保険者分）〉
（R5見込）382,051円→（R6見込）390,378円

後期高齢者支援金分

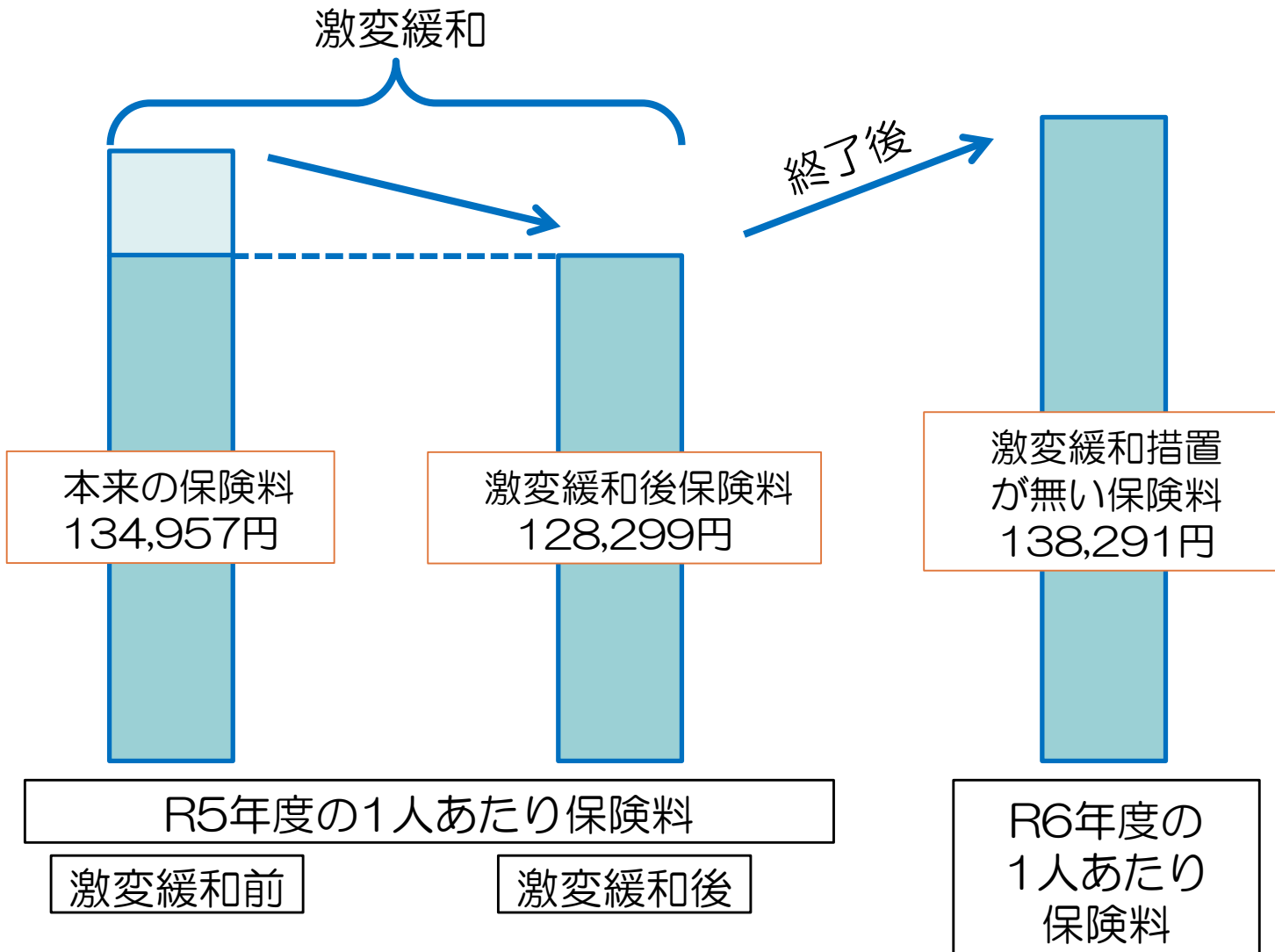
後期高齢者の医療費の増加に伴う、1人あたり負担見込額の増加が見込まれている
〈国による係数〉
（R5算定）70,097円→（R6算定）71,900円

介護納付金分

介護給付費の増加に伴い、令和6年度の1人あたり負担見込額の増加が見込まれているものの、令和4年度納付金の精算に伴い、納付金額は減少

激変緩和措置の終了

平成30年度から令和5年度までの措置



(試算) 保険料率を改定した場合

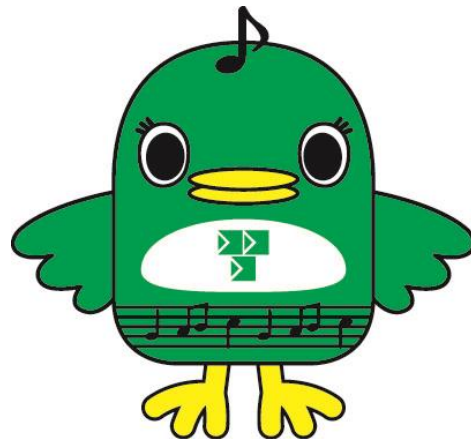
“収支不足分の全額”を 保険料率の引き上げによることとした場合

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分
所得割率	9.0% <7.0%> (+2.0%)	2.9% <2.3%> (+0.6%)	2.7% <2.4%> (+0.3%)
均等割額	25,800円 <21,700円> (+4,100円)	16,200円 <12,500円> (+3,700円)	15,800円 <15,500円> (+300円)
平等割額	14,100円 <12,500円> (+1,600円)	—	—

※< >内は、現行の保険料率
 ()内は、現行の保険料率との差

⇒改定幅が大きく、単年度の全額改定は困難

○保険料率改定の考え方



保険料率改定の考え方

保険料率は、
国保事業費納付金等の財源を確保できるよう、
設定することが原則。
ただし、保険料負担の急増を避け、
被保険者の負担に配慮する。

「その他繰入金」と千葉県運営方針

次期千葉県国民健康保険運営方針（案）

「決算補填等を目的とした法定外繰入（その他繰入金）は、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることとなること等から、解消・削減を図るべきである。

（中略）

新たに決算補填等目的の法定外繰入が発生した場合も、

令和12年度までに解消することとする。」

「その他繰入金」にかかる本市の方針

原則として削減・解消を図ることを
目指すとともに、社会情勢を踏まえつつ、

1回あたりの保険料率の改定上限は、
5%とする。



しかしながら、激変緩和措置が終了し、

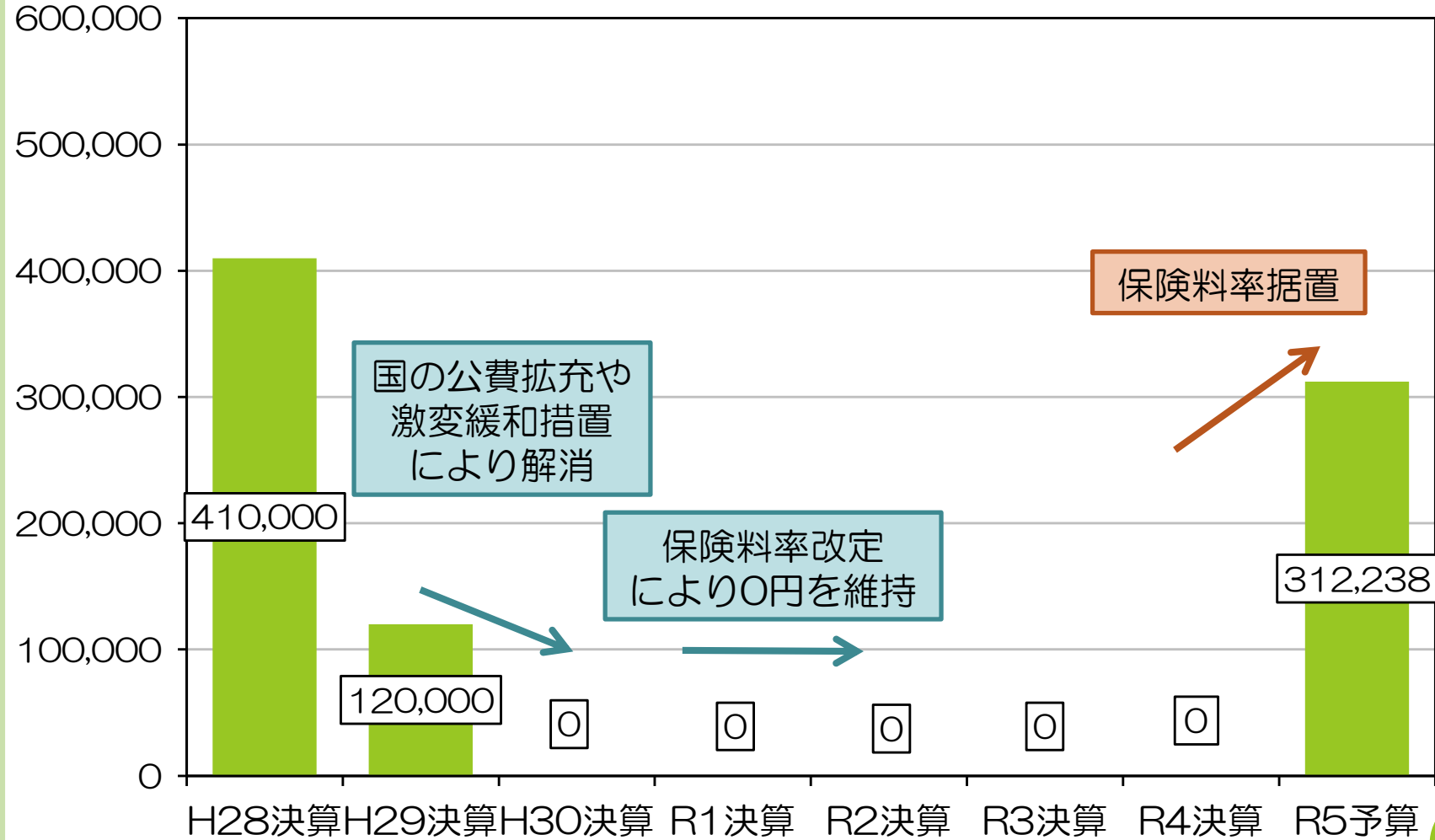
「その他繰入金」の大幅な増加が
見込まれ、解消のためには
これまでの上限率を上回る
保険料率の改定が避けられない。



令和6年度は、6%としたい。

令和5年度までの「その他繰入金」の推移

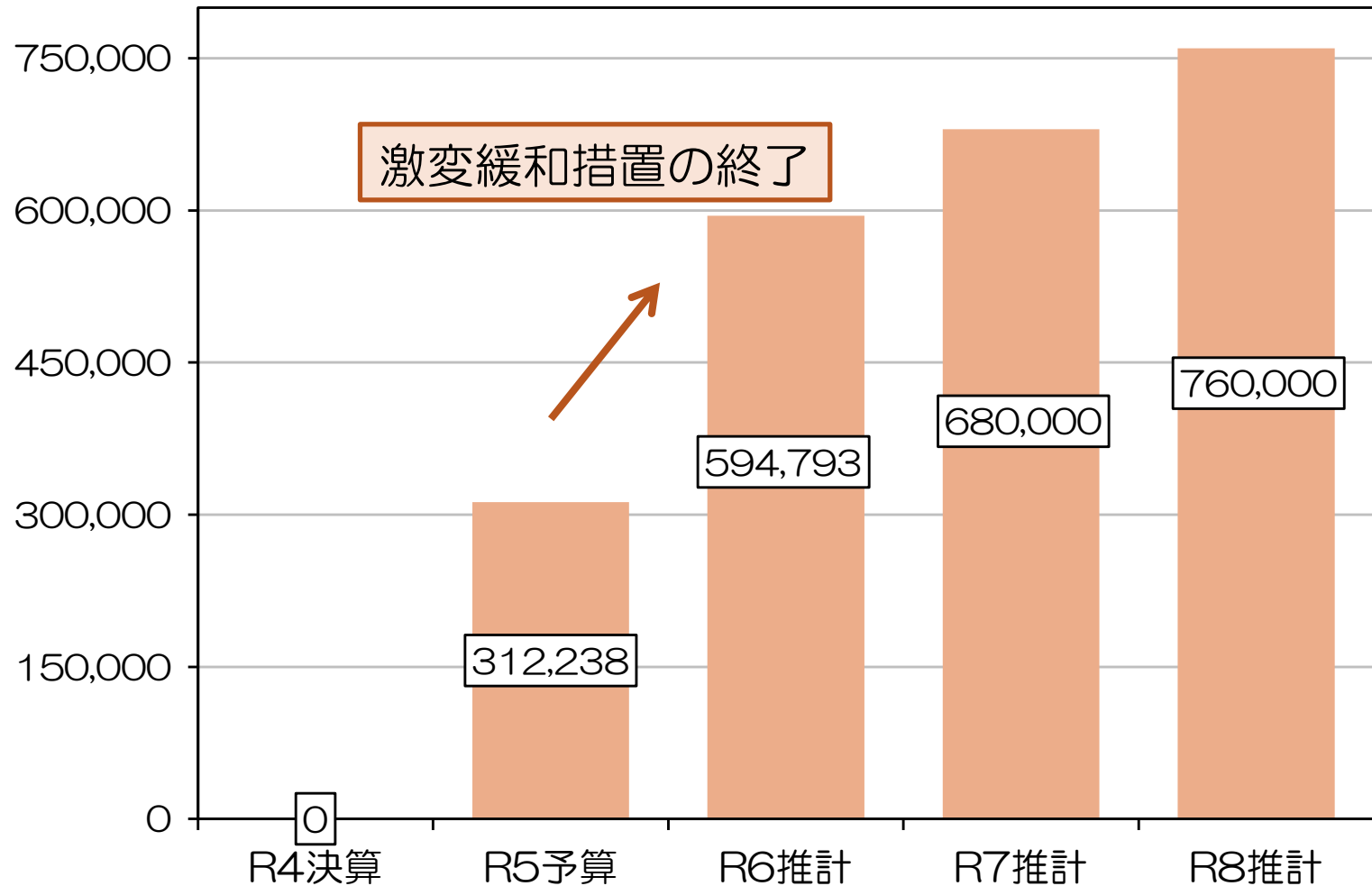
(単位：千円)



令和6年度以降

「その他繰入金」の推計①（保険料率改定なし）

（単位：千円）

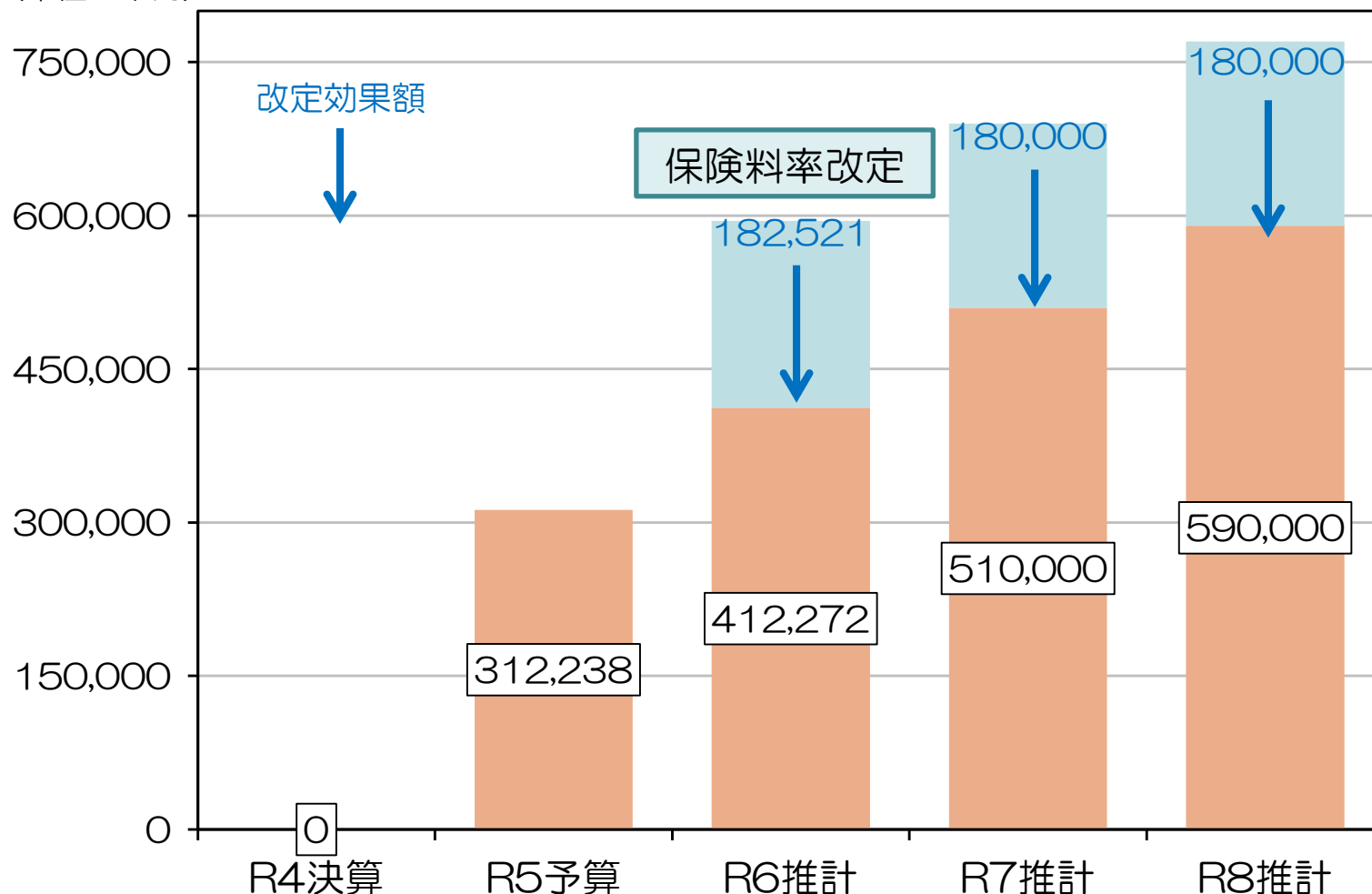


激変緩和措置終了に伴い大幅に増加、
 加えて、医療費の増加等によりさらに増える可能性がある。

「その他繰入金」の推計②

(令和6年度に6%を上限とする保険料率改定を行う場合)

(単位：千円)

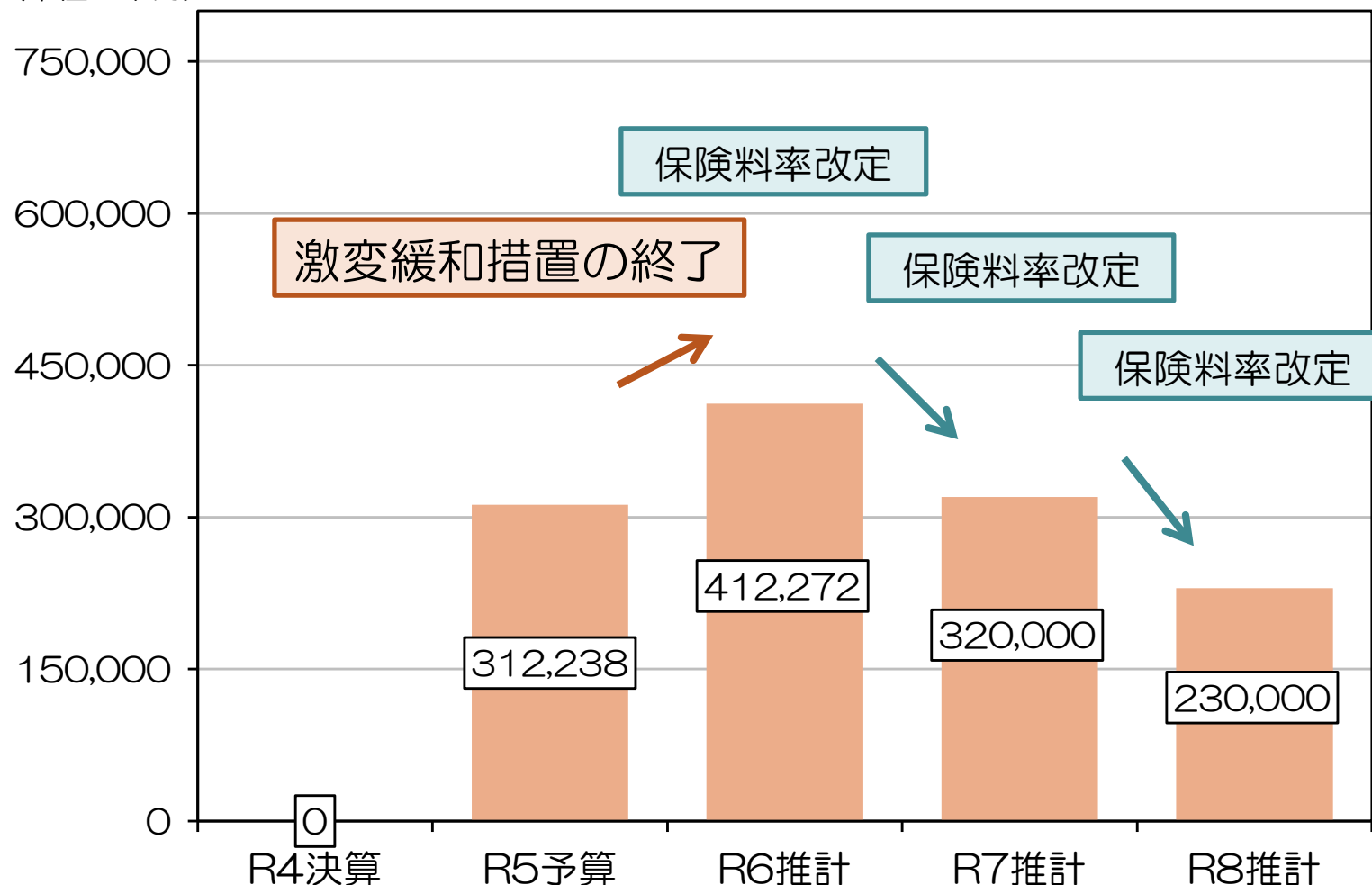


令和6年度以降

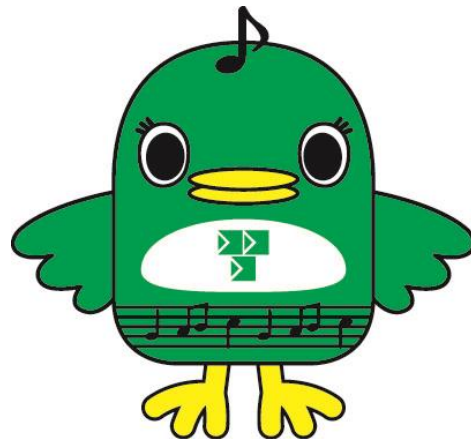
「その他繰入金」の推計③

(毎年度上限6%とする保険料率改定を行う場合)

(単位：千円)



○保険料率改定の内容



保険料率改定の内容

改定後の保険料率

6%を上限とする保険料率の改定を行った場合

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分
所得割率	7.6% <7.0%> (+0.6%)	2.4% <2.3%> (+0.1%)	2.5% <2.4%> (+0.1%)
均等割額	22,500円 <21,700円> (+800円)	14,300円 <12,500円> (+1,800円)	15,500円 <15,500円> (±0円)
平等割額	12,800円 <12,500円> (+300円)	—	—

※< >内は、現行の保険料率
 ()内は、現行の保険料率との差

被保険者への影響

(1世帯あたり年間保険料)

(単位：円)

	改定後	現行	改定額	改定率
介護なし	143,207	134,587	+8,620	+6.4%
介護あり	177,299	168,023	+9,276	+5.5%
全体	157,681	148,783	+8,898	+6.0%

(1人あたり年間保険料)

(単位：円)

	改定後	現行	改定額	改定率
介護なし	103,436	97,210	+6,226	+6.4%
介護あり	133,458	126,654	+6,804	+5.4%
全体	113,890	107,463	+6,427	+6.0%

被保険者への影響

所得区分別年間保険料（1人世帯）

（単位：円）

	所得	改定後	現行	改定額
介護なし	43万円以下	14,700	13,900	+800
	100万円	106,500	99,700	+6,800
	200万円	206,500	192,700	+13,800
	300万円	306,500	285,700	+20,800
	500万円	506,500	471,700	+34,800
介護あり	43万円以下	19,300	18,500	+800
	100万円	136,200	128,800	+7,400
	200万円	261,200	245,800	+15,400
	300万円	386,200	362,800	+23,400
	500万円	636,200	596,800	+39,400

被保険者への影響

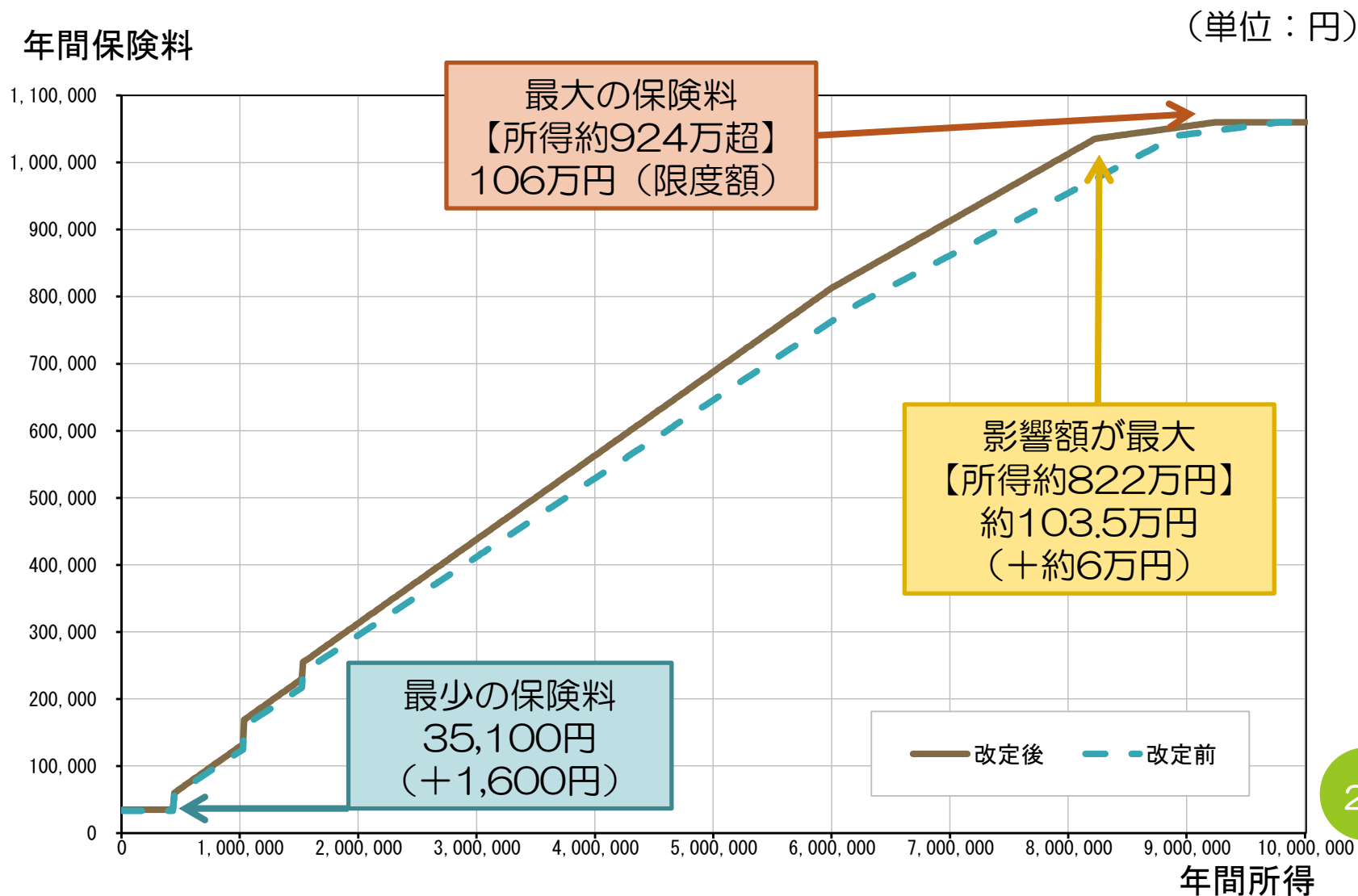
所得区分別年間保険料（2人世帯）

（単位：円）

	所得	改定後	現行	改定額
介護なし	43万円以下	25,800	24,200	+1,600
	100万円	100,100	93,400	+6,700
	200万円	243,300	226,900	+16,400
	300万円	343,300	319,900	+23,400
	500万円	543,300	505,900	+37,400
介護あり	43万円以下	35,100	33,500	+1,600
	100万円	129,800	122,500	+7,300
	200万円	313,500	295,500	+18,000
	300万円	438,500	412,500	+26,000
	500万円	688,500	646,500	+42,000

被保険者への影響

所得区分別年間保険料（2人世帯・介護あり）



効果額

＋1億8千252万1千円

(単位：千円)

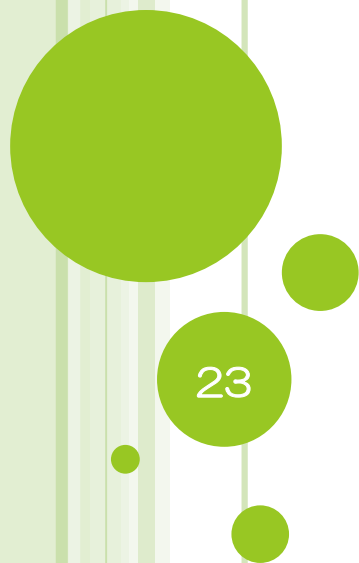
	改定後	現行	増減
保険料 (一般・現年)	2,696,126	2,543,783	<u>＋152,343</u>
基盤安定繰入金	547,707	517,529	<u>＋30,178</u>
未就学児均等割 保険料繰入金	4,792	4,792	<u>±0</u>

(単位：千円)

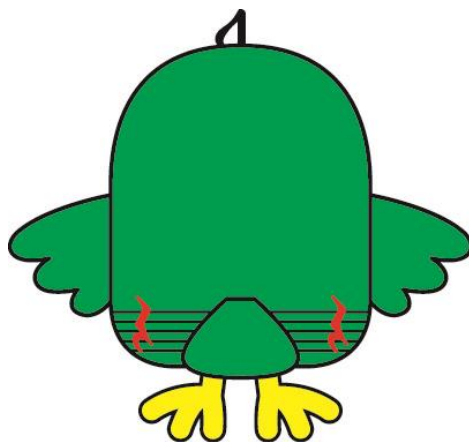
	改定後	現行	増減
その他繰入金	412,272	594,793	<u>－182,521</u>

※基盤安定繰入金、未就学児繰入金：
 保険料軽減・保険者支援、子育て世帯の負担軽減を目的と
 した、一般会計からの法定内繰入金
 (負担割合 国・県3/4 市1/4)

あしたのハーモニーが響くまち 習志野市



23



終